

芦屋市条例第 2 4 号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和 5 9 年芦屋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 2 6 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 2 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) （略） (9) 所得税法第 7 8 条第 2 項第 4 号に規定する<u>公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関</u>	（寄附金税額控除） 第 2 6 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭のうち、規則で定めるものを</u>支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 2 2 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(8) （略） (9) 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する<u>特定公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>金銭</u>

改正後	改正前
<u>連する寄附金</u> (10) (略) 2 (略) (市民税の減免) 第48条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項第5号については各納期限)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して当該納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が、<u>当該者が第1項第8号に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 4 第1項又は第2項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に届出なければならない。 5 第1項又は第2項の規定により市民税の減免を受けた者につき、前項の届出があつた場合又は市長がその事由が消滅したことを発見した場合は、その事由が消滅した日以後に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免の取り消しをするものとする。 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6	(10) (略) 2 (略) (市民税の減免) 第48条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限(第1項第5号については各納期限)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して当該納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が<u>申請書を提出する必要があると認めるものについては、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 4 第1項又は第2項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届出なければならない。 5 第1項又は第2項の規定によつて市民税の減免を受けた者につき、前項の届出があつた場合又は市長がその事由が消滅したことを発見した場合は、その事由が消滅した日以後に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免の取り消しをするものとする。 第64条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6

改正後	改正前
号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）<u>第１５２条第５項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条の公的医療機関の開設者、令第４９条の１０第１項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) （略） （固定資産税の減免） 第８１条 （略） ２ 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第３</u>	号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）<u>第６４条第４項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条の公的医療機関の開設者、令第４９条の１０第１項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) （略） （固定資産税の減免） 第８１条 （略） ２ 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<u>号に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(5) (略) 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に届出なければならない。 4 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者につき、前項の届出があつた場合又は市長がその事由が消滅したことを発見した場合は、その事由が消滅した日以降に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免の取り消しをするものとする。 (特別土地保有税の減免) 第123条 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第2号に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) (略) 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則	(1)～(5) (略) 3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に届出なければならない。 4 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者につき、前項の届出があつた場合又は市長がその事由が消滅したことを発見した場合は、その事由が消滅した日以降に納期限が到来する納期分に係る税額については、減免の取り消しをするものとする。 (特別土地保有税の減免) 第123条 (略) 2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 附 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第11条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により</u>

改正後	改正前
(読替規定) 第16条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項まで、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第16条の2 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 13 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 14 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 15 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	<u>みなして適用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 (読替規定) 第16条 (略) 2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第35項まで、第38項若しくは第39項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第16条の2 (略) 2～11 (略) 12 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 13 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 14 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

改正後	改正前
1 6 法附則第1 5条第2 5項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 1 7 法附則第1 5条第2 5項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 1 8 (略) <u>1 9 法附則第1 5条第3 2項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 0 (略)</u> <u>2 1 (略)</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第1 6条の3 (略) 2～9 (略) 1 0 法附則第1 5条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 1 1～1 5 (略) (<u>令和7年度又は令和8年度</u>における土地の価格の特例) 第1 7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第1 7条の2第1項に規	1 6 法附則第1 5条第2 5項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 1 7 法附則第1 5条第2 5項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 1 8 (略) <u>1 9 法附則第1 5条第3 2項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 0 法附則第1 5条第3 3項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 1 (略)</u> <u>2 2 (略)</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第1 6条の3 (略) 2～9 (略) 1 0 法附則第1 5条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第1 1項各号に掲げる規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 1 1～1 5 (略) (<u>令和4年度又は令和5年度</u>における土地の価格の特例) 第1 7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第1 7条の2第1項に規

改正後	改正前
定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅	定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税</u>に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第18条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額

改正後	改正前
地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 (略) (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第19条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 (略) (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例) 第19条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、<u>前年度分の固定資産税の課税標準額</u>)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第20条 (略) 2・3 (略)	(略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例) 第20条 (略) 2・3 (略) <u>4 令和2年度分の固定資産税について芦屋市市税条例の一部を改正する条例(令和3年芦屋市条例第14号)による改正前の芦屋市市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第2</u>

改正後	改正前
第21条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 （略） （免税点の適用に関する特例） 第24条 附則第18条、第19条、第20条又は第21条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第19条	<u>0条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第20条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第21条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 （略） （免税点の適用に関する特例） 第24条 附則第18条、第19条、第20条又は第21条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第71条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第18条、第19条

改正後	改正前
又は第 21 条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第 20 条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第 21 条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第 20 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。 （宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第 25 条 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2～5 （略） （農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）	又は第 21 条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第 20 条の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第 21 条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第 20 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）<u>又は第 4 項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</u> （宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第 25 条 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 100 分の 5 <u>（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）</u> を乗じて得た額を加算した額 <u>（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）</u>（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2～5 （略） （農地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

改正後	改正前
第26条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第26条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
(略)	(略)
第28条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第20条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	第28条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第20条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域

改正後	改正前
2 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)	農地調整都市計画税額とする。 2 (略) (特別土地保有税の課税の特例) 第29条 附則第18条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第17条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の特別土地保有税については、第120条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第120条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第64条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第26条第1項の改正規定、附則第11条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。